

## 「六価クロム化合物の排水基準強化」及び「大腸菌群数から大腸菌数への項目見直し」について

### 【六価クロム】

#### 1 改正の概要

(1) 排水基準を定める省令及び水質汚濁防止法施行規則の一部改正

- ・「六価クロム化合物」の排水基準を「0.5 mg/L」から「0.2 mg/L」とする。
- ・地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.05 mg/L から 0.02 mg/L とする。

(2) 暫定排水基準の設定

改正後の六価クロム化合物の排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場（1業種（電気めっき業））に対して、3年間を期限に暫定排水基準を設定することとした。

#### 2 施行期日

令和6年4月1日 ※既設事業場に対する6月間以上の適用猶予あり

### 【大腸菌数】

#### 1 改正の概要

(1) 水質汚濁防止法施行令の一部改正

「大腸菌群数」から「大腸菌数」への項目見直しを行う。

(2) 排水基準の設定

大腸菌数に係る排水基準を「800 CFU/mL」とする。 ※CFU:コロニー形成単位

#### 2 施行期日

令和7年4月1日 ※適用猶予なし

### 【問い合わせ先】

各保健所又は県庁環境・ゼロカーボン推進課

| 機関名            | 電話番号         |
|----------------|--------------|
| 四国中央保健所衛生環境課   | 0896-23-3360 |
| 西条保健所環境保全課     | 0897-56-1300 |
| 今治保健所環境保全課     | 0898-23-2500 |
| 中予保健所環境保全課     | 089-909-8759 |
| 八幡浜保健所環境保全課    | 0894-22-4111 |
| 宇和島保健所環境保全課    | 0895-28-6109 |
| 県庁環境・ゼロカーボン推進課 | 089-912-2347 |